**盛土規制法　手続の要否の判定フロー（土地の形質の変更〈盛土・切土〉）**

いいえ

いいえ

土地の形質の変更（盛土・切土）※１を行う計画である

はい

はい

公共施設用地での工事である（注１）

いいえ

災害の発生のおそれがないと認められる工事である（注２）

（高さが２ｍ以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの　等）

はい

工事は、以下の①～⑤に該当する

〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉

□ ① 盛土で高さが２ｍ超の崖を生じる（　　　　ｍ）

□ ② 切土で高さが５ｍ超の崖を生じる（　　　　ｍ）

□ ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが５ｍ超の崖を生じる（①、②を除く）（　　　　ｍ）

□ ④ 盛土で高さが５ｍ超となる（①、③を除く）（　　　　ｍ）

□ ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超※２となる（①～④を除く）（　　　　㎡）

いいえ

はい

工事は、以下の➊～➎に該当する

〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉

□ ➊ 盛土で高さが１ｍ超の崖を生じる（　　　　ｍ）

□ ➋ 切土で高さが２ｍ超の崖を生じる（　　　　ｍ）

□ ➌ 盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍ超の

崖を生じる（➊、➋を除く）（　　　　ｍ）

□ ➍ 盛土で高さが２ｍ超となる（➊、➌を除く）

（　　　　ｍ）

□ ➎ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超※２となる（➊～➍を除く）（　　　　㎡）

都市計画法の

開発許可が必要

はい

いいえ

はい

都市計画法の開発許可が必要

いいえ

許可申請手続が必要

　中間検査・定期の報告

＊手続対象規模

都市計画法の開発許可をもって

許可を受けたものとみなす

中間検査・定期の報告

＊手続対象規模

いいえ

工事を行う場所は、宅地造成等工事規制区域内である

はい

いいえ

手続不要

届出が必要

許可申請

手続が必要

はい

都市計画法の開発許可をもって

許可を受けたものとみなす

（届出したものとみなす）

※１通常の営農行為の範疇にある耕起等（注３）やグラウンド等を維持するための土砂の敷き均し等は、土地の形質の変更に該当しない。

※２盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

注１・２・３については「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き」を参照してください。